

感染症等による登校に関する意見書

【令和5年5月改定】

大阪府立茨田高等学校

年 組 番 名前
(生年月日 年 月 日)

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第19条にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、 月 日以降登校が可能であると判断しました。

- ☐ 第1種 ☐ () [感染のおそれなし]
- ☐ 第2種 ☐ インフルエンザ(A型 ・ B型 ・ 型)
[発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日経過]
☐ 百日咳 [特有の咳消失、又は5日間の適正な治療が終了するまで]
☐ 麻疹 [解熱後3日経過] ☐ 水痘 [全ての発疹の痂皮化]
☐ 風しん [発疹消失] ☐ 咽頭結膜熱 [主要症状褪後2日を経過]
☐ 流行性耳下腺炎 [耳下腺等の腫脹が発現した後5日を経過し、
かつ、全身状態が良好になるまで]
☐ 新型コロナウイルス感染症
[発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日経過]
☐ 結核 [感染のおそれなし] ☐ 髄膜炎菌性髄膜炎 [感染の恐れなし]
- ☐ 第3種 [感染のおそれなし]
☐ 腸管出血性大腸菌感染症(* †)
(* †) 便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。
☐ 流行性角結膜炎 ☐ 急性出血性結膜炎 ☐ コレラ ☐ 細菌性赤痢
☐ 腸チフス ☐ パラチフス
- 第3種その他の感染症 [①～④は代表例]
☐ ①A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症)
☐ ②マイコプラズマ感染症・異型肺炎
☐ ③感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによる)
☐ ④急性気管支炎(主としてRSウイルス感染によると考えられるもの)
☐ その他 ()

※その他の感染症とは、学校での流行を防ぐために必要と考えられる際に、第3種の感染症として措置を取ることが出来る疾患。自動的に出席停止扱いにはならないが、重大な流行が考えられるケースの場合には、さかのぼって出席停止扱いとなることがある。

その他の意見

年 月 日

医療機関名：

診療医師(診察した医師に限る)：

学校記入欄 出席停止期間 / () ~ / ()

	担任	保健室
確認日	/	/